

平成 30 年 4 月吉日

お得意先 各位

佐藤歯材株式会社
東京都台東区東上野 1-15-3
TEL 03-3833-3986

平成 30 年度 社会保険診療報酬改定に伴う
歯科衛生実地指導料の算定条件変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成 30 年度社会保険診療報酬改定に伴い、歯科衛生実地指導料の算定条件に変更がございましたので下記の通りお知らせ申し上げます。今回の改定によりプラークチャート等を用いたプラーク付着状況の指摘が必須条件となりました。当社では、4 月 21 日より歯垢染め出し液キャンペーンを実施いたします。是非、この機会にお買い求めくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

<改定前>

- イ) 歯及び歯肉等口腔状況の説明
- ロ) プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを
観察した上でのプラーク除去方法の指導
- ハ) その他、患者の状態に応じて必要な事項

<改定後>

- イ) 歯及び歯肉等口腔状況の説明
- イ) プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを
観察した上でのプラーク除去方法の指導
- ロ) その他、患者の状態に応じて必要な事項

歯科衛生実地指導料 1

月 1 回、15 分以上の指導 …… 80 点算定

歯科衛生実地指導料 2

(歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)

月 1 回、15 分以上又は合計 15 分以上の指導 …… 100 点算定

以上